

医療機関の皆様へ

大田区への公害診療（調剤）請求書等の送付に関するお知らせ

平素より大田区の保健衛生行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。公害診療報酬請求書等のご送付にあたり、以下の点にご注意くださいますようお願い申し上げます。

1. 請求書の記入について

- ・令和7年6月から請求印の省略が可能になりましたが、医療機関コード、所在地、医療機関名、開設者名等の必要事項は必ず記入してください。

2. 明細書（レセプト）作成時の注意事項

- ・（令和8年5月診療分まで）
医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算は公害では算定できません。
- ・（令和8年6月診療分以降）
電子的診療情報連携体制整備加算、電子的調剤情報連携体制整備加算は公害では算定できません。
送付前に上記加算が入っていないか必ず確認をお願いします。

3. 請求書と明細書の綴じ方

- ・請求書を上、明細書を下にして左上をホチキスで留めてください。
※明細書の枚数が多くホチキス止めできない場合はダブルクリップで留めてご提出ください。

4. 複数月分の明細書（レセプト）がある場合

- ・請求書は1枚にまとめてください。
※「令和7年4～7月分」「令和7年5・7月分」等、まとめていただき、件数、金額は全ての明細書の合計件数、金額を記入してください。

5. 以下のものは不要です

- ・振込先口座の案内（振込先に変更がない場合）
- ・送付文
- ・クリアファイル

6. 送付先について

- ・封筒の宛名は必ず下記にしてください。
「大田区保健所健康医療政策課公害保健担当」宛
※旧宛名（健康づくり課等）で郵送される医療機関様が少なからずいらっしゃいます。
宛先不明となり当課に届くのが遅れる可能性がありますので、正しい宛名をご記入ください。

ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

大田区保健所
健康医療政策課公害保健担当
電話 03-5744-1246